

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（案）
- ・石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

別紙の報道資料の「1 改正内容」のとおり。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： tokusaishitsu_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁特殊災害室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)のe-Govを極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送

付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁特殊災害室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7538

総務省消防庁特殊災害室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和 5 年 4 月 1 日（土）から令和 5 年 5 月 1 日（月）まで（必着）

※郵送についても、公募期間内の必着とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁特殊災害室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及

び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。))。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁特殊災害室

担 当：伊藤

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7538

電子メールアドレス：tokusaishitsu_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
特殊災害室 あて

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１ 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注２ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（案）について

令和 5 年 3 月
消防庁 特殊災害室

【概要】

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という）第 16 条第 4 号により、特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、泡放水砲、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備（以下「防災資機材等」という）を備え付けなければならないとされている。

この規定に基づき、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号。以下「施行令」という）第 8 条第 1 項により、特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所のうち施行令で定める種類の石油を貯蔵する一定規模以上の屋外タンクがある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならないとされている。

今般、新たに 1 台で大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の能力を発揮できる消防ポンプ自動車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有し、かつ、総務省令で定める容量以上の泡消火薬剤タンクを備え付けるものとして総務省令で定めるもの。以下「消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」という）が開発された。

本政令は、これを受け、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の備え付けを可能とするため所要の改正を行うもの。

【改正内容】

（1）自衛防災組織に関する事項

自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の備え付けが可能となるよう、以下の通り関係規定の整備を行う。

ア）大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等の代替規定

特定事業者は、屋外タンク貯蔵所のうち施行令で定める種類の石油を貯蔵する一定規模以上の屋外タンクがある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならないとされているが、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けているときは、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車一台につき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等をそれぞれ一台備え付けているものとみなすものとする（第 16 条第 3 項関係）。

イ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の防災要員の配置

特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 1 台につき 5 人の防災要員を置くものとする（第 7 条第 1 項関係）。

ウ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の指揮者及び泡消火薬剤の算定対象への追加

特定事業者は、自衛防災組織に備え付けている車両が 2 台以上である場合には、指揮者を置くこととされているが、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車についても、その算定する車両の台数に含めることとする。また、特定事業者は、自衛防災組織の保有する車両が同時に 120 分継続して泡水溶液を放水するために必要な泡消火薬剤を備え付けなければならないとされているが、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車についても、その泡消火薬剤の算定対象に含めることとする（第 7 条第 2 項及び第 14 条関係）。

エ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る可搬式泡放水砲等の配備

特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、大型化学消防車等と同様に、可搬式泡放水砲等を備え付けなければならないものとする（第 15 条関係）。

(2) 共同防災組織に関する事項

共同防災組織においても、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入できるよう、自衛防災組織と同様に、関係規定の整備を行う（第 20 条及び第 21 条関係）。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

【施行日】

公布の日

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）

改 正 案	現 行
（防災要員） 第七条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に次条から第十二条まで及び第十六条から第十八条までの規定により次の各号に掲げる防災資機材等（法第十六条第四項に規定する防災資機材等をいう。以下同じ。）を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、第一号から第十三号までに掲げる防災資機材等（第十六条第二項から第五項までの規定により次条から第十一条までに規定する防災資機材等に代えて備え付けているものを含む。）にあつては各一台、各一基又は各一隻についてそれぞれ当該各号に定める人数の防災要員を、第十四号に掲げる防災資機材等にあつては同号に定める人数の防災要員を置かなければならない。 一 九（略） 十 第十六条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 五人 十一 第十六条第四項に規定する普通泡放水砲 一人 十二 十四（略） 2 前項に規定するもののほか、特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に次条、第九条、第十二条及び第十六条の規定により備え付けなければならないべき次条第一項に規定する大型化学消防車、第九条に規定する甲種普通化学消防車、第十二条に規定する乙種普通化学消防車、第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の台数の合計が二台以上である場合には、当該自衛防災組織に、指揮者である防災要員（以下「指揮者」という。）一人を置かなければならない。	（防災要員） 第七条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に次条から第十二条まで及び第十六条から第十八条までの規定により次の各号に掲げる防災資機材等（法第十六条第四項に規定する防災資機材等をいう。以下同じ。）を備え付けなければならないものとされる場合には、当該自衛防災組織に、第一号から第十二号までに掲げる防災資機材等（第十六条第二項から第四項までの規定により次条から第十一条までに規定する防災資機材等に代えて備え付けているものを含む。）にあつては各一台、各一基又は各一隻についてそれぞれ当該各号に定める人数の防災要員を、第十三号に掲げる防災資機材等にあつては同号に定める人数の防災要員を置かなければならない。 一 九（略） （新設） 十 第十六条第三項に規定する普通泡放水砲 一人 十一 十三（略） 2 前項に規定するもののほか、特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に次条、第九条、第十二条及び第十六条の規定により備え付けなければならないべき次条第一項に規定する大型化学消防車、第九条に規定する甲種普通化学消防車、第十二条に規定する乙種普通化学消防車又は第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車の台数の合計が二台以上である場合には、当該自衛防災組織に、指揮者である防災要員（以下「指揮者」という。）一人を置かなければならない。

3
5 (略)

6 特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に備え付けられている第一項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる防災資機材等で、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該防災資機材等各一台につき同項の規定により当該特定事業所の特定事業者が当該自衛防災組織に置くべき防災要員の人数は、同項の規定にかかわらず、総務省令で定める人数とする。

(泡消火薬剤)

第十四条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で第八条第一項、第九条又は第十二条の規定の適用を受けるものに、これらの規定及び第十六条の規定により当該自衛防災組織に備え付けべき台数(当該特定事業所に送泡設備付きタンクがある場合には、当該特定事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときに第八条第一項、第九条、第十二条及び第十六条の規定により備え付けべき台数)の大型化学消防車、甲種普通化学消防車、乙種普通化学消防車、第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要量の泡消火薬剤を備え付けなければならない。ただし、第三項の規定により当該自衛防災組織に同項に規定する送泡設備用泡消火薬剤を備え付けなければならないものとされる場合には、総務省令で定めるところにより、この項の規定により当該自衛防災組織に備え付けべき泡消火薬剤を備え付けず、又はその量を減ずることができる。

2 前項の場合において、一台の大型化学消防車、甲種普通化学消防車、乙種普通化学消防車、第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化

3
5 (略)

6 特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に備え付けられている第一項第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる防災資機材等で、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該防災資機材等各一台につき同項の規定により当該特定事業所の特定事業者が当該自衛防災組織に置くべき防災要員の人数は、同項の規定にかかわらず、総務省令で定める人数とする。

(泡消火薬剤)

第十四条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で第八条第一項、第九条又は第十二条の規定の適用を受けるものに、これらの規定及び第十六条の規定により当該自衛防災組織に備え付けべき台数(当該特定事業所に送泡設備付きタンクがある場合には、当該特定事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときに第八条第一項、第九条、第十二条及び第十六条の規定により備え付けべき台数)の大型化学消防車、甲種普通化学消防車、乙種普通化学消防車又は第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要量の泡消火薬剤を備え付けなければならない。ただし、第三項の規定により当該自衛防災組織に同項に規定する送泡設備用泡消火薬剤を備え付けなければならないものとされる場合には、総務省令で定めるところにより、この項の規定により当該自衛防災組織に備え付けべき泡消火薬剤を備え付けず、又はその量を減ずることができる。

2 前項の場合において、一台の大型化学消防車、甲種普通化学消防車、乙種普通化学消防車又は第十六条第二項に規定する大型化学高所放水車が放水する泡水溶液の量は、大型化学消防車にあつ

学高所放水車が放水する泡水溶液の量は、大型化学消防車にあつては毎分三千百リットル、甲種普通化学消防車にあつては毎分二千百リットル、乙種普通化学消防車にあつては毎分二千リットル、同条第二項に規定する大型化学高所放水車又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車にあつては毎分三千百リットルとして、それぞれ算定するものとする。

3
3
5 (略)

(可搬式放水銃等)

第十五条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で第八条から第十三条までの規定の適用を受けるものに、これらの規定及び次条の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき大型化学消防車（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべきものに限る。）、大型高所放水車、甲種普通化学消防車、普通消防車若しくは小型消防車、普通高所放水車、乙種普通化学消防車、大容量泡放水砲、次条第二項に規定する大型化学高所放水車、同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車又は同条第四項に規定する普通泡放水砲ごとに、総務省令で定める数の総務省令で定める可搬式放水銃、可搬式泡放水砲、耐熱服又は空気呼吸器若しくは酸素呼吸器（以下「可搬式放水銃等」という。）を備え付けなければならない。

(代替措置等)

第十六条 特定事業者は、総務省令で定めるところにより、その特定事業所に、防災上有効な施設又は設備であつて、第八条から第十二条まで、第十四条及び前条の規定により備え付けるべき防災資機材等（次項から第四項までの規定により当該防災資機材等に代えて備え付けることができるものを含む。）以外のものを設置した場合において、当該施設又は設備の設置につき市町村長（特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては、都

ては毎分三千百リットル、甲種普通化学消防車にあつては毎分二千百リットル、乙種普通化学消防車にあつては毎分二千リットル、同項に規定する大型化学高所放水車にあつては毎分三千百リットルとして、それぞれ算定するものとする。

3
3
5 (略)

(可搬式放水銃等)

第十五条 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織で第八条から第十三条までの規定の適用を受けるものに、これらの規定及び次条の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき大型化学消防車（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべきものに限る。）、大型高所放水車、甲種普通化学消防車、普通消防車若しくは小型消防車、普通高所放水車、乙種普通化学消防車、大容量泡放水砲、次条第二項に規定する大型化学高所放水車又は同条第三項に規定する普通泡放水砲ごとに、総務省令で定める数の総務省令で定める可搬式放水銃、可搬式泡放水砲、耐熱服又は空気呼吸器若しくは酸素呼吸器（以下「可搬式放水銃等」という。）を備え付けなければならない。

(代替措置等)

第十六条 特定事業者は、総務省令で定めるところにより、その特定事業所に、防災上有効な施設又は設備であつて、第八条から第十二条まで、第十四条及び前条の規定により備え付けるべき防災資機材等（次項及び第三項の規定により当該防災資機材等に代えて備え付けることができるものを含む。）以外のものを設置した場合において、当該施設又は設備の設置につき市町村長（特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては、都道府

道府県知事）の認定を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該施設又は設備の設置の状況に応じ、当該特定事業所に係る自衛防災組織にこれらの規定による防災資機材等を備え付けず、又はその数量を減ずることができる。

2
(略)

3 | 2
特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車（大型化学消防車で、高所から放水することができ性能を有し、かつ、総務省令で定める容量以上の泡消火薬剤タンクを備え付けるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けている場合には、第八条から第十一条までの規定の適用については、当該特定事業者は、その一台につきこれらの規定により当該自衛防災組織に備え付けなければならないものとされる大型高所放水車、泡原液搬送車、甲種普通化学消防車（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべきものを除く。）
、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車各一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。

4 | 特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に第八条第一項の規定により二台以上の大型高所放水車を備え付けなければならないものとされる場合において、当該自衛防災組織に大型高所放水車（前二項の規定によりこれに代えて備え付けている大型化学高所放水車及び消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を含む。以下この項において「大型高所放水車等」という。）及び普通泡放水砲（毎分四千リットル以上の放水能力を有する泡放水砲で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けているとき（当該自衛防災組織に第十三条第一項の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならないものとされる場合にあつては、大型高所放水車等及び同項の規定により備え付けている大容量泡放水砲以外の普通泡放水砲を備え付けているとき）は、第八条第一項の規定の適用について

県知事）の認定を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該施設又は設備の設置の状況に応じ、当該特定事業所に係る自衛防災組織にこれらの規定による防災資機材等を備え付けず、又はその数量を減ずることができる。

2
(略)

(新設)

3 | 特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に第八条第一項の規定により二台以上の大型高所放水車を備え付けなければならないものとされる場合において、当該自衛防災組織に大型高所放水車（前項の規定によりこれに代えて備え付けている大型化学高所放水車を含む。以下この項において「大型高所放水車等」という。）及び普通泡放水砲（毎分四千リットル以上の放水能力を有する泡放水砲で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けているとき（当該自衛防災組織に第十三条第一項の規定により大容量泡放水砲を備え付けなければならないものとされる場合にあつては、大型高所放水車等及び同項の規定により備え付けている大容量泡放水砲以外の普通泡放水砲を備え付けているとき）は、第八条第一項の規定の適用については、当該特定事業者は、普通泡放水砲（第十

ては、当該特定事業者は、普通泡放水砲（第十三条第一項の規定により備え付けている大容量泡放水砲を除く。以下この項において同じ。）一基につき第八条第一項の規定により備え付けるべき大型高所放水車のうち一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。ただし、当該特定事業者は、普通泡放水砲一基につき次に掲げる防災資機材等を、当該自衛防災組織に備え付けなければならない。

5|
（略）

（共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準）
第二十条 法第十九条第四項の政令で定める基準（次項に規定する防災資機材等及び防災要員に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 次に掲げる泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付けていること。ただし、イ及びロのいずれにも該当する場合には、総務省令で定めるところにより、イに掲げる泡消火薬剤を備え付けていることを要せず、又はその量を減ずるものとする。

イ 第一号イ又は同号ハに該当する場合には、同号並びに第五号において準用する第十六条第二項、第三項及び第五項の規定に従って当該共同防災組織に備え付けるべき台数（送泡設備付きタンクのある構成事業所がある場合には、当該構成事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときにこれらの規定に従って備え付けるべき台数）の大型化学消防車、甲種普通化学消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤

ロ・ハ （略）

三条第一項の規定により備え付けている大容量泡放水砲を除く。以下この項において同じ。）一基につき第八条第一項の規定により備え付けるべき大型高所放水車のうち一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。ただし、当該特定事業者は、普通泡放水砲一基につき次に掲げる防災資機材等を、当該自衛防災組織に備え付けなければならない。

4|
（略）

（共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準）
第二十条 法第十九条第四項の政令で定める基準（次項に規定する防災資機材等及び防災要員に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 次に掲げる泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付けていること。ただし、イ及びロのいずれにも該当する場合には、総務省令で定めるところにより、イに掲げる泡消火薬剤を備え付けていることを要せず、又はその量を減ずるものとする。

イ 第一号イ又は同号ハに該当する場合には、同号並びに第五号において準用する第十六条第二項及び第四項の規定に従って当該共同防災組織に備え付けるべき台数（送泡設備付きタンクのある構成事業所がある場合には、当該構成事業所に当該送泡設備付きタンクがないものとみなしたときにこれらの規定に従って備え付けるべき台数）の大型化学消防車、甲種普通化学消防車又は大型化学高所放水車が、同時に、百二十分継続して泡水溶液を放水するものとした場合に必要な量の泡消火薬剤

ロ・ハ （略）

二 第一号イからホまで又は前号のいずれかに該当する場合には、前二号の規定及び第五号において準用する第十六条第二項から第五項までの規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられている大型化学消防車（第一号ロの規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられている大型化学消防車に限る。）

）、大型高所放水車、甲種普通化学消防車、普通消防車若しくは小型消防車、普通高所放水車、大容量泡放水砲、大型化学高所放水車、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車又は普通泡放水砲ごとに、第十五条に規定する総務省令で定める数の可搬式放水銃等

四 次に掲げる防災要員を置いていること。

イ 第一号に該当する場合には、同号の規定及び次号において準用する第十六条第二項から第五項までの規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられている第七条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる防災資機材等各一台又は各一基につき、これらの号に定める人数の防災要員（当該共同防災組織に係る全ての構成事業所が総務省令で定める要件に該当する場合には、当該防災資機材等（同項第三号及び第十一号に掲げるものを除く。）のうち、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該防災資機材等各一台につき総務省令で定める人数の防災要員）

ロ・ハ （略）

五 第七条第五項の規定は前号の防災要員について、第十三条第二項の規定は第二号の大容量泡放水砲について、第十四条第二項の規定は第三号イの泡水溶液の量の算定について、第十六条第二項から第五項までの規定は第一号に規定する防災資機材等を備え付ける共同防災組織について準用する。この場合において、第十三条第二項中「前項の規定の適用を受ける自衛防災組

二 第一号イからホまで又は前号のいずれかに該当する場合には、前二号の規定及び第五号において準用する第十六条第二項から第四項までの規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられている大型化学消防車（第一号ロの規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられている大型化学消防車に限る。）

）、大型高所放水車、甲種普通化学消防車、普通消防車若しくは小型消防車、普通高所放水車、大容量泡放水砲、大型化学高所放水車又は普通泡放水砲ごとに、第十五条に規定する総務省令で定める数の可搬式放水銃等

四 次に掲げる防災要員を置いていること。

イ 第一号に該当する場合には、同号の規定及び次号において準用する第十六条第二項から第四項までの規定に従つて当該共同防災組織に備え付けられている第七条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる防災資機材等各一台又は各一基につき、これらの号に定める人数の防災要員（当該共同防災組織に係るすべての構成事業所が総務省令で定める要件に該当する場合には、当該防災資機材等（同項第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のうち、防災要員の行う防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具で総務省令で定めるものを有し、又は搭載しているものについては、当該防災資機材等各一台につき総務省令で定める人数の防災要員）

ロ・ハ （略）

五 第七条第五項の規定は前号の防災要員について、第十三条第二項の規定は第二号の大容量泡放水砲について、第十四条第二項の規定は第三号イの泡水溶液の量の算定について、第十六条第二項から第四項までの規定は第一号に規定する防災資機材等を備え付ける共同防災組織について準用する。この場合において、第十三条第二項中「前項の規定の適用を受ける自衛防災組

組織に係る同項の表の下欄に定める基準放水能力（以下「自衛防災組織の基準放水能力」という。）とあるのは「構成事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力」と、「同項の規定により当該自衛防災組織」とあるのは「第二十条第一項第二号の規定に従って当該共同防災組織」と、第十六条第二項及び第三項中「特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に」とあるのは「構成事業所の全てが総務省令で定める要件に該当する共同防災組織に」と、「第八条から第十一条まで」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「これらの規定により」とあるのは「同号の規定に従つて」と、「第八条第二項の規定により」とあるのは「同号口の規定に従つて」と、同条第四項中「特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に第八条第一項の規定により」とあるのは「構成事業所の全てが総務省令で定める要件に該当する共同防災組織に第二十条第一項第一号イの規定に従つて」と、「第十三条第一項の規定により」とあるのは「同条第一項第二号の規定に従つて」と、「同項の規定により」とあるのは「同号の規定に従つて」と、「第八条第一項」とあるのは「同項第一号イ」と、「（第十三条第一項の規定により）」とあるのは「（同項第二号の規定に従つて）」と、「につき第八条第一項の規定により」とあるのは「につき同項第一号イの規定に従つて」と、同条第五項中「第八条から第十一条まで」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「これらの規定により」とあるのは「同号の規定に従つて」と、「第八条第二項の規定により」とあるのは「同号口の規定に従つて」と読み替えるものとする。

（略）

（共同防災組織を設置した場合の自衛防災組織に係る防災資機材

組織に係る同項の表の下欄に定める基準放水能力（以下「自衛防災組織の基準放水能力」という。）とあるのは「構成事業所の自衛防災組織ごとの自衛防災組織の基準放水能力のうち最も大きい自衛防災組織の基準放水能力」と、「同項の規定により当該自衛防災組織」とあるのは「第二十条第一項第二号の規定に従って当該共同防災組織」と、第十六条第二項中「特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に」とあるのは「構成事業所のすべてが総務省令で定める要件に該当する共同防災組織に」と、「第八条から第十一条まで」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「これらの規定により」とあるのは「同号の規定に従つて」と、「第八条第二項の規定により」とあるのは「同号口の規定に従つて」と、同条第三項中「特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に第八条第一項の規定により」とあるのは「構成事業所のすべてが総務省令で定める要件に該当する共同防災組織に第二十条第一項第一号イの規定に従つて」と、「第十三条第一項の規定により」とあるのは「同条第一項第二号の規定に従つて」と、「同項の規定により」とあるのは「同号の規定に従つて」と、「第八条第一項」とあるのは「同項第一号イ」と、「（第十三条第一項の規定により）」とあるのは「（同項第二号の規定に従つて）」と、「につき第八条第一項の規定により」とあるのは「につき同項第一号イの規定に従つて」と、同条第四項中「第八条から第十一条まで」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「これらの規定により」とあるのは「同号の規定に従つて」と、「第八条第二項の規定により」とあるのは「同号口の規定に従つて」と読み替えるものとする。

（略）

（共同防災組織を設置した場合の自衛防災組織に係る防災資機材

等及び防災要員)

第二十一条 構成事業者が前条第一項に規定する基準に従つてその共同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いて
いる場合には、構成事業者が第七条から第十六条までの規定によ
りその構成事業所に係る自衛防災組織に備え付けるべき防災資機
材等及び置くべき防災要員については、これらの規定にかかわら
ず、次に定めるところによる。

一 イからホまでに掲げる場合にはそれぞれイからホまでに定め
る台数の甲種普通化学消防車を、へに掲げる場合にはへに定め
る台数の乙種普通化学消防車を備え付けなければならない。

イ 共同防災組織を設置していないものとし、かつ、当該構成
事業所に送泡設備付きタンクがあるときには当該送泡設備付
きタンクに送泡設備が設置されていないものとみなした場合
に、当該構成事業所に係る自衛防災組織に第八条第一項、第
九条及び第十六条第五項の規定により備え付けるべき大型化
学消防車若しくは甲種普通化学消防車の台数又はこれらを合
計した台数(ロにおいて「化学消防車の台数」という。)が
二台又は三台であるとき。 一台

ロゝへ (略)

二ゝ四 (略)

五 第七条第五項の規定は前二号の防災要員について、第十四条
第二項の規定は第二号イ及び前号の泡水溶液の量の算定につい
て、第十六条第一項の規定は第一号及び第二号の場合について
準用する。この場合において、同項中「第八条から第十二条ま
で、第十四条及び前条」とあるのは「第二十一条第一項第一号
及び第二号」と、「防災資機材等(次項から第四項までの規定
により当該防災資機材等に代えて備え付けることができるもの
を含む。)」とあるのは「防災資機材等」と読み替えるものと
する。

2

(略)

等及び防災要員)

第二十一条 構成事業者が前条第一項に規定する基準に従つてその共同防災組織に防災資機材等を備え付け、及び防災要員を置いて
いる場合には、構成事業者が第七条から第十六条までの規定によ
りその構成事業所に係る自衛防災組織に備え付けるべき防災資機
材等及び置くべき防災要員については、これらの規定にかかわら
ず、次に定めるところによる。

一 イからホまでに掲げる場合にはそれぞれイからホまでに定め
る台数の甲種普通化学消防車を、へに掲げる場合にはへに定め
る台数の乙種普通化学消防車を備え付けなければならない。

イ 共同防災組織を設置していないものとし、かつ、当該構成
事業所に送泡設備付きタンクがあるときには当該送泡設備付
きタンクに送泡設備が設置されていないものとみなした場合
に、当該構成事業所に係る自衛防災組織に第八条第一項、第
九条及び第十六条第四項の規定により備え付けるべき大型化
学消防車若しくは甲種普通化学消防車の台数又はこれらを合
計した台数(ロにおいて「化学消防車の台数」という。)が
二台又は三台であるとき。 一台

ロゝへ (略)

二ゝ四 (略)

五 第七条第五項の規定は前二号の防災要員について、第十四条
第二項の規定は第二号イ及び前号の泡水溶液の量の算定につい
て、第十六条第一項の規定は第一号及び第二号の場合について
準用する。この場合において、同項中「第八条から第十二条ま
で、第十四条及び前条」とあるのは「第二十一条第一項第一号
及び第二号」と、「防災資機材等(次項及び第三項の規定によ
り当該防災資機材等に代えて備え付けることができるものを含
む。)」とあるのは「防災資機材等」と読み替えるものとする。

2

(略)

[

**石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の
一部を改正する省令（案）について**

令和 5 年 3 月
消防庁 特殊災害室

【概要】

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という）第 16 条第 4 号により、特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、泡放水砲、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備（以下「防災資機材等」という）を備え付けなければならないとされている。

この規定に基づき、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号。以下「政令」という）第 8 条第 1 項により、特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所のうち政令で定める種類の石油を貯蔵する一定規模以上の屋外タンクがある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならないとされている。

今般、新たに 1 台で大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の能力を発揮できる消防ポンプ自動車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有し、かつ、総務省令で定める容量以上の泡消火薬剤タンクを備え付けるものとして総務省令で定めるもの。以下「消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」という）が開発されたことにより、政令に、特定事業者が総務省令で定める要件に該当する特定事業所の自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 1 台を備え付けることで、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車各 1 台を備え付けているものとみなす規定を追加する等の改正が行われる（令和 年政令第号）。

この改正に伴い、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号。以下「省令」という）の一部を改正し、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の規格、導入が可能な特定事業所の要件等について所要の規定の整備を行うもの。

また、泡消火薬剤を加圧せずに自動的に一定の比率で水と混合する装置が開発されたことに伴い、自動比例泡混合装置（泡消火薬剤を自動的に一定の比率で水と混合する装置）について所要の規定の整備を行うもの。

併せて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 45 号）の公布に伴い、省令について所要の規定の整理を行うもの。

【改正内容】

(1) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る規定の整備

自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入できるよう、以下の通り関係規定の整備を行う。

ア) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の機械的能力に関する規定の追加

政令第 16 条第 3 項の消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の基準について、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車と同等の機械的能力（放水量、泡消火薬剤タンク容量、放水高さ等）を有することとする（第 20 条の 2 関係）。

イ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に関する可搬式泡放水砲等の規定の整備

政令第 15 条の省令で定める可搬式泡放水砲等の数は、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 1 台につき、一定量以上の泡水溶液を放水できる可搬式泡放水砲 1 基、耐熱服 1 着及び空気呼吸器又は酸素呼吸器 1 個とする（第 21 条関係）。

ウ) 消火用屋外給水施設の設置対象への追加

消防車を備え付けている場合に、消防車等に水を供給する消火用屋外施設を設置することとしているが、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合についても、その対象とする（第 7 条）。

エ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替が可能な事業所の規定の追加

政令第 16 条第 3 項の省令で定める特定事業所の要件として、当該特定事業所における通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を使用することによって支障なく消火活動ができることを定める（第 20 条の 2 第 3 項関係）。

(2) 自動比例泡混合装置に係る規定の整備

泡消火薬剤を加圧せずに自動的に一定の比率で水と混合する装置が開発されたことに伴い、自動比例泡混合装置の定義から、泡消火薬剤を加圧することを除く（第 18 条第 1 項関係）。

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正による規定の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正に併せ、所要の規定の整理を行う（第 26 条関係）。

(4) その他所要の規定の整理を行うこと。

【施行日】

公布の日

○総務省令第 号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十五条第一項、第十六条第五項、第十八条第一項及び第十九条第三項並びに石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）第八条第一項、第十五条並びに第十六条第三項及び第四項の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

総務大臣 松本 剛明

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移

動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(設置) 第七条 特定事業者は、次の各号に掲げる場合には、当該特定事業所に、当該各号に定める消火用屋外給水施設を設置しなければならない。 一 その特定事業所に係る自衛防災組織に石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第八条から第十条まで並びに<u>第十六条第二項、第三項及び第五項の規定により大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車（以下「大型化学消防車等」という。）を備え付けなければならない場合</u> 消防車用屋外給水施設 〔二 略〕 (能力) 第八条 消防車用屋外給水施設的能力に関する基準は、令第八条から第十条まで並びに<u>第十六条第二項、第三項及び第五項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力（以下「総放水能力」という。）により百二十十分継続して放水することができ量の水を供給できることとする。</u> 〔2 略〕 (代替措置) 第十二条 令第八条から第十条まで及び<u>第十六条第二項及び第三項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより百二十十分継続して取水することができ量の水を常時取水することができ河川等が、第九条第一項の規定による消火栓等を設置すべき位置にある場合において、市町村長等が適当と認めたときは当該箇所</u>に消防車用屋外給水施設の消火栓等が設置されているものとみなす。 〔2・3 略〕 (大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車) 第十八条 令第八条第一項の大型の化学消防自動車で総務省令で定めるものは、規格省令第二条第二号に規定する消防ポンプ自動車（以下「消防ポンプ自動車」という。）であつて、次に掲げる要件に該当するものとする。 〔一 略〕 二 自動比例泡混合装置（泡消火薬剤を自動的に一定の比率で水と混合する装置をいう。第四項において同じ。）を備え付けていること。 〔三 略〕 〔2・8 略〕 (消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替措置) 第二十条の二 令<u>第十六条第三項の総務省令で定める容量は、五千八百リットルとする。</u>	(設置) 第七条 〔同上〕 一 その特定事業所に係る自衛防災組織に石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第八条から第十条まで並びに<u>第十六条第二項及び第四項の規定により大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車又は大型化学高所放水車（以下「大型化学消防車等」という。）を備え付けなければならない場合</u> 消防車用屋外給水施設 〔二 同上〕 (能力) 第八条 消防車用屋外給水施設的能力に関する基準は、令第八条から第十条まで並びに<u>第十六条第二項及び第四項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力（以下「総放水能力」という。）により百二十十分継続して放水することができ量の水を供給できることとする。</u> 〔2 同上〕 (代替措置) 第十二条 令第八条から第十条まで及び<u>第十六条第二項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより百二十十分継続して取水することができ量の水を常時取水することができ河川等が、第九条第一項の規定による消火栓等を設置すべき位置にある場合において、市町村長等が適当と認めたときは当該箇所</u>に消防車用屋外給水施設の消火栓等が設置されているものとみなす。 〔2・3 同上〕 (大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車) 第十八条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 自動比例泡混合装置（泡消火薬剤を<u>加圧して自動的に一定の比率で水と混合する装置をいう。第四項において同じ。）を備え付けていること。</u> 〔三 同上〕 〔2・8 同上〕 〔新設〕

2 令第十六条第三項の大型化学消防車で、高所から放水することができ性能を有するものとして総務省令で定めるものは、第十八条第一項第二号及び第二項の規定に該当する消防ポンプ自動車であつて、同条第三項第二号に規定する性能を有するものとする。

3 令第十六条第三項（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める要件は、当該特定事業所における通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車に代えて、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を使用することによつて支障なく消火活動ができることとする。

（普通泡放水砲による代替措置）

第二十條の三 令第十六条第四項の泡放水砲で総務省令で定めるものは、次の要件に該当するものとする。

〔一〇五 略〕

2 令第十六条第四項（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

3 令第十六条第四項第二号（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める防災資機材等は、大型化学消防車と合わせて毎分四千リットル以上の泡水溶液を普通泡放水砲が消火の機能を有効に發揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力により普通泡放水砲の筒先の基部まで百二十分継続して送水することができ、かつ、容易に移動させることができる化学消防自動車その他の動力消防ポンプとする。

（可搬式放水銃等）

第二十一條 令第十五条の総務省令で定める可搬式放水銃等は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の総務省令で定める数は、当該自衛防災組織に備え付けられた防災資機材等の同表の中欄に掲げる区分に応じ、当該防災資機材等各一台又は各一基につき同表の下欄に定める数とする。ただし、同表の上欄中可搬式泡放水砲については、当該特定事業所における屋外貯蔵タンクの配置及び通路の状況等を勘案して、当該屋外貯蔵タンクに係る火災が発生した場合にも、当該可搬式泡放水砲を用いないで有効な消火活動ができるものと市町村長等が認めた場合は、この限りでない。

可搬式放水銃等	防災資機材等	数
筒先基部圧力が一・〇メガパスカルの場合において毎分三千リットル以上の泡水溶液を放水できる可搬式泡	消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 大型化学高所放水車 大型高所放水車	〔略〕

第二十條の二 令第十六条第三項の泡放水砲で総務省令で定めるものは、次の要件に該当するものとする。

〔一〇五 同上〕

2 令第十六条第三項（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

3 令第十六条第三項第二号（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める防災資機材等は、大型化学消防車と合わせて毎分四千リットル以上の泡水溶液を普通泡放水砲が消火の機能を有効に發揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力により普通泡放水砲の筒先の基部まで百二十分継続して送水することができ、かつ、容易に移動させることができる化学消防自動車その他の動力消防ポンプとする。

（可搬式放水銃等）

第二十一條 〔同上〕

可搬式放水銃等	防災資機材等	数
筒先基部圧力が一・〇メガパスカルの場合において毎分三千リットル以上の泡水溶液を放水できる可搬式泡	大型化学高所放水車 大型高所放水車	〔同上〕

放水砲	〔略〕	耐熱服	空気呼吸器又は酸素呼吸器
〔略〕	〔略〕	消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 大型化学高所放水車 大型化学消防車 大型高所放水車 普通高所放水車 甲種普通化学消防車 乙種普通化学消防車 普通消防車 小型消防車 普通泡放水砲	消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 大型化学高所放水車 大型化学消防車 大型高所放水車 普通高所放水車 甲種普通化学消防車 乙種普通化学消防車 普通消防車 小型消防車 普通泡放水砲
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

（防災規程）
第二十六条 〔略〕

〔2〕6 略

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十

放水砲	〔同上〕	耐熱服	空気呼吸器又は酸素呼吸器
〔同上〕	〔同上〕	大型化学高所放水車 大型化学消防車 大型高所放水車 普通高所放水車 甲種普通化学消防車 乙種普通化学消防車 普通消防車 小型消防車 普通泡放水砲	大型化学高所放水車 大型化学消防車 大型高所放水車 普通高所放水車 甲種普通化学消防車 乙種普通化学消防車 普通消防車 小型消防車 普通泡放水砲
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

（防災規程）
第二十六条 〔同上〕

〔2〕6 同上

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十

六年法律第二十七号) 第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域(次項において「推進地域」という。)に所在する特定事業所(同法第五条第一項に規定する者が設置するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。)の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〇三 略〕

〔8・9 略〕

六年法律第二十七号) 第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域(次項において「推進地域」という。)に所在する特定事業所(同法第六条第一項に規定する者が設置するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。)の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〇三 同上〕

〔8・9 同上〕

様式第 8 (第29条関係)

〔(その1) 略〕
(その2)

防 災		資 機	材 等	防 災 要 員	
種 類	共同防災組織に係る特定事業所のうち最大の数量を備え付ける特定事業所の数量	共同防災組織に現に備え付けている数量及び性能	備付けの場所	各1台、各1基又は各1隻につき置いている人員	勤務又は待機の場合
	略				
大型化学高所放水車					
消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車					
略					
合 計					
その他の防災資機材等	共同防災組織に備え付けるべき大容量泡放水砲の放水能力	共同防災組織に現に備え付けている大容量泡放水砲の数量及び放水能力	指揮者	人	
			その他の防災要員	人	
大容量泡放水砲等			備付けの場所	防 災 要 員	
※備 考					
人					

〔別紙 略〕

備考

〔1・2 略〕

3 様式 (その2) について

〔(1)～(7) 略〕

〔8〕 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第5号において準用する第16条第3項の規定に基づき、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災組織等及び防災組織等に関する省令第20条の2第3項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

〔9〕 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第5号において準用する第16条第4項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の3第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

〔4・5 略〕

様式第 8 (第29条関係)

〔(その1) 同左〕
(その2)

防 災 資 機 材 等			防 災 要 員		
種 類	共同防災組織に係る特定事業所のうち最大の数量を備える特定事業所の数量	共同防災組織に現に備え付けている数量及び性能	備付けの場所	各1台、各1基又は各1隻につき置いている人員	勤務又は待機の場合
	共同防災組織に備え付けるべき大容量泡放水砲の放水能力	共同防災組織に現に備え付けている大容量泡放水砲の数量及び放水能力			
その他の防災資機材等			指揮者		人
			その他の防災要員		人
合 計					
[同左]					
大型化学高所放水車					
[同左]					
人			人		
※備 考					
人					

〔別紙 同左〕

備考

〔1・2 同左〕

3 様式 (その2) について

〔(1)～(7) 同左〕

〔新設〕

〔8〕 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第5号において準用する第16条第3項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の2第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

〔4・5 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。